

資料 1

宇都宮市行政改革大綱策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済環境の変化や複雑・多様化する行政需要に対応できる、地方分権時代にふさわしい行政運営の実現に向け、市が取り組む行政改革について、市民から幅広く意見を聞くため、宇都宮市行政改革大綱策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市の行政改革のあり方等について、意見を述べること。
- (2) 新たな行政改革大綱の策定に関して、意見、助言等を行うこと。
- (3) その他行政改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 公募による委員

3 前項第3号の委員の募集の方法、選考方法等について必要な事項は、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議事進行に当たる。

(関係人の出席)

第7条 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 懇談会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、行政経営部行政改革課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。